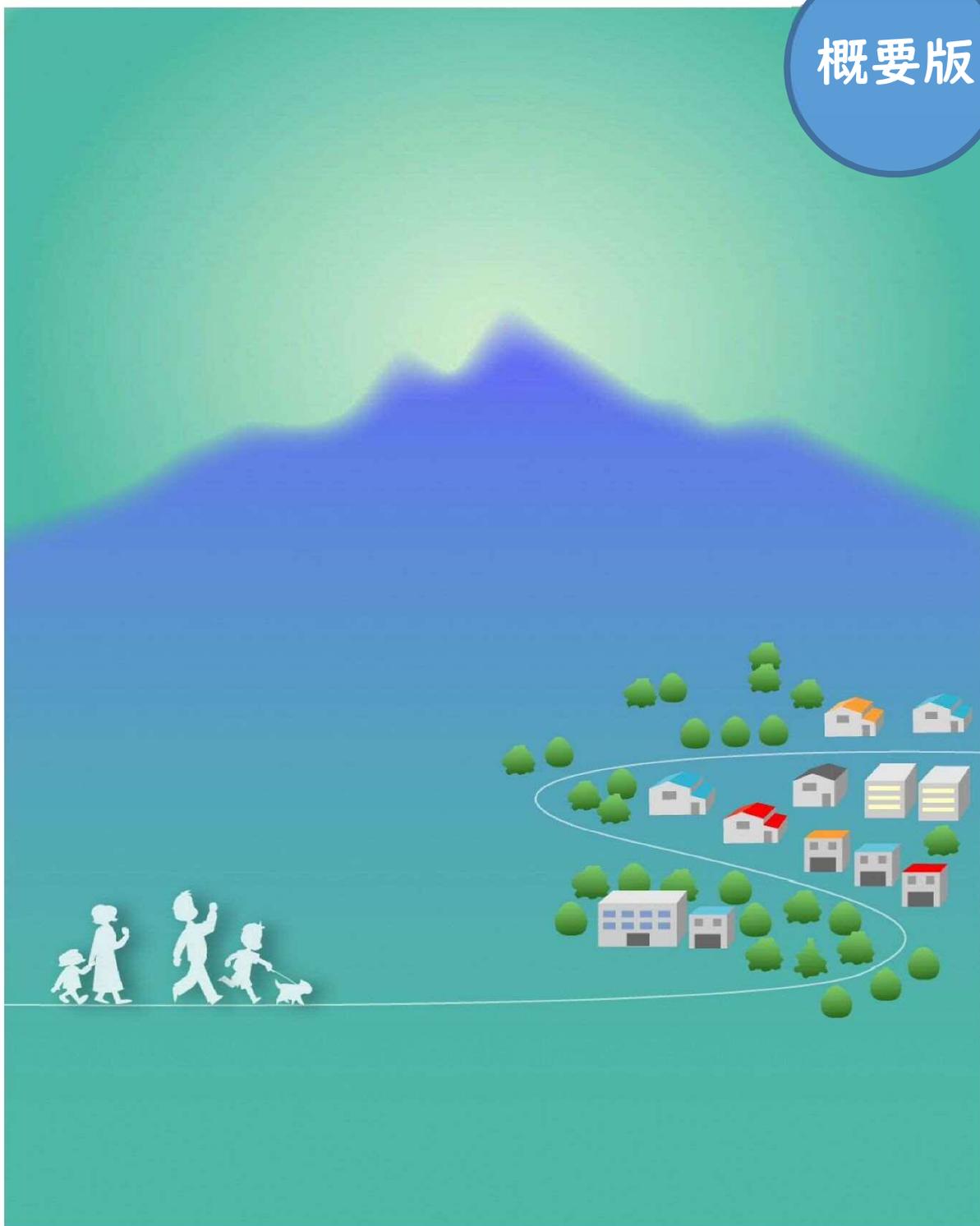


斜里町都市計画マスタープラン

～ みどりと人のふれあいを未来へつなぐまちづくり ～

概要版



計画の策定にあたって

◆ 目的

「第4次斜里町総合計画」に即し、かつ各分野の計画と整合性を図りながらも、住民と行政の協働のもとにより充実した市街地環境の整備を積極的に推進出来るように、総合的で具体的な計画を打ち出すための基本的な方針として、斜里町都市計画マスタープランを策定しました。

◆ 役割

第4次斜里町総合計画の基本目標の一つである『安心して住める快適環境をめざして』の下位計画と位置付け、将来の都市像をより具体化させ、住民にとってわかりやすい方針を示すことにより、住民と行政が一体となって、都市と自然の共存を図り良好な市街地を形成するための指針とします。

◆ 期間

平成15年度（2003年度）から20年間とし、平成34年度（2022年度）を目標年次とします。

◆ 対象区域

都市計画マスタープランは、「斜里町の都市計画に関する基本方針」ですので、斜里市街地、中斜里市街地を含む右図の都市計画区域を対象とします。

※都市計画区域の概要

都市計画区域指定年月日

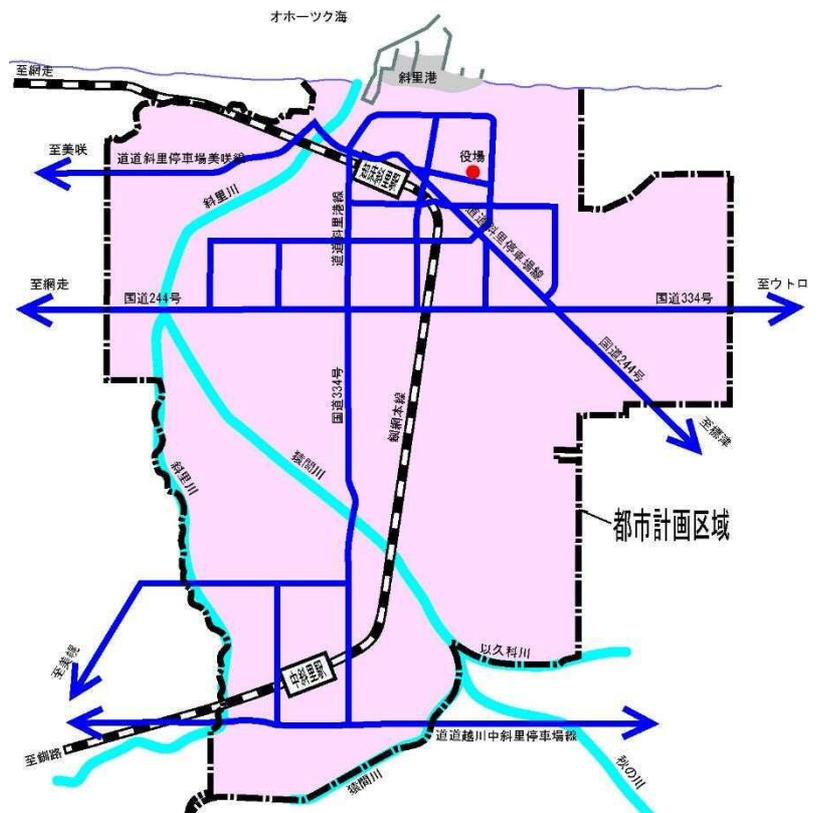
昭和28年10月22日

最終決定年月日

昭和50年9月16日

都市計画区域面積

1,850ha



基本構想

◆ 現状と課題

I 現状

①人口

平成 12 年度の国勢調査における人口は、14,066 人であり、昭和 60 年をピークに緩やかに減少しています。年齢構成別人口の推移は、若年者（15 歳未満）の人口は減少し、一方で老年者人口（65 歳以上）は増加しており、平成 12 年では老年者人口比率が 20%に達している、超高齢化社会を迎えようとしています。

②産業

恵まれた自然資源を生かした農業、林業、漁業、観光を基幹産業としています。市街地では、農業や漁業などで得た資源を加工する工場が立地し、それらの加工品や日常生活用品の提供の場として商店街が形成されています。町の産業振興を図る上で、少子化や他都市への人口流出等による後継者の不足や購買力の低下が問題化しています。

③自然

多くの自然に恵まれ、みどり豊かな斜里町ですが、多くの町民の生活の場である市街地においては、身近に自然を感じられない地域も見受けられます。市街地においては、計画的な公園・緑地の整備や、地域住民による緑化運動なども盛んに行われていますが、「豊かで潤いのあるまちづくり」に向けては、私たち一人ひとりがよりいっそう、恵まれた自然を愛し、守り、そして未来へと受け継いで行くことが必要となります。

④交通

国道 2 路線及び JR 釧網本線により、網走・北見方面や根室・釧路方面との連絡が確保されています。空路は、女満別空港が最も近く、新千歳空港をはじめ、国内主要都市からの直行便も運航されており、観光客が多く訪れ、知床観光を主な目的としており、滞在地はウトロ地区に集中しています。賑わいや活気のあるまちづくりに向けて、斜里市街地への観光客の呼び込みが必要とされる状況において、市街地中心部のメインストリートは狭く、まちの顔となる駅前広場も人や車両などの通行形態が不明確であるなど、整備改善が必要とされています。

2 課題

住民と行政が一体となって、より良いまちづくりを目指すためには、町の現状を十分に把握するとともに、住民から寄せられた意見から、どのような町を望んでいるのかを理解し、まちづくりにおける主要課題を以下のように整理した上で、無理なく実現可能な計画を策定するものとします。

①環境重視の視点に立ち、市街地内の緑と農村部に広がる現風景のネットワーク化を図るなど、自然との調和を基本とした生活環境整備が必要。

②産業の振興と活性化に向け、観光資源の保全や資源立地型企業の誘致が必要。

③ゆとりある歩行空間の確保や質の高い住宅の供給など、急速な高齢化の進展に対応した安全で快適な生活環境整備が必要。

④魅力的で憩いと賑わいのある斜里町を創出するためにも、中心市街地における都市機能の向上が必要。

◆ 将来の都市構造

1 将来計画人口

都市計画マスタープランは、上位計画である第4次斜里町総合計画（以下、「総合計画」という。）に即する基本計画であるため、20年後を想定した都市の規模を示す指標としえの将来人口も総合計画に即した設定を行う必要があります。

しかし、現行の総合計画の計画目標年は平成17年であり、都市計画マスタープランの最終策定年次である平成34年とは大きな相違があります。また、総合計画における平成17年の計画人口は14,500人とされていますが、平成14年3月末の住民基本台帳での人口は13,589人であり、すでに総合計画の計画人口を下回っています。

斜里町においては、少子化や他都市への人口流出により、今後は更に人口の減少が進むものと予測されることから、総合計画に即した計画人口の設定を行った場合、実情にそぐわない状況となります。

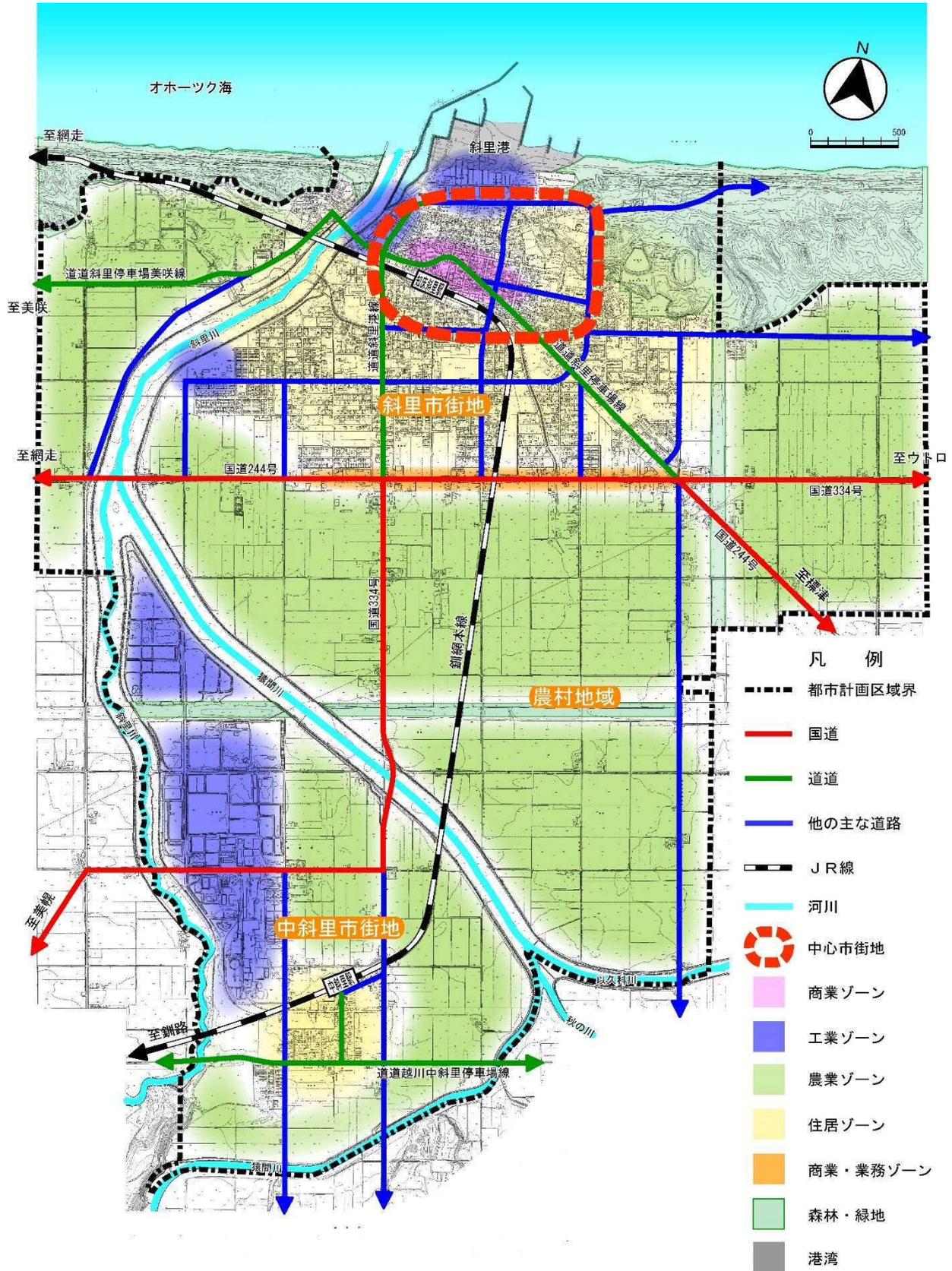
したがって、本計画においては、全国的な調査機関（国立社会保障・人口問題研究所）のシステムを用いた推計結果に基づき、平成34年度における計画人口を10,100人と設定します。

2 人口減少化と今後のまちづくり

まちは人々の様々な活動によって形成されています。しかし、近年における住民ニーズの多様化により、若者などはより多岐にわたる教育・職業・娯楽を求め、大都市などの町外へと流出する傾向が顕著化しています。また、個人の意識の変化や経済面の不安による女性の社会進出等によって出生率が低下し、少子化が進行しています。

今後の都市計画や都市基盤整備にあたっては、斜里町の恵まれた自然環境との調和を図りながら、子どもや高齢者はもとより、身障者や妊産婦などすべての人々にとって優しく、安心して安全なまちづくりを推進することが不可欠であるとともに、人口減少に歯止めをかけて、活気と活力のあるまちづくりに向けた魅力あるまちを創造することが必要となります。

図) 現在の斜里町の都市構造



分野別の方針

◆ 土地利用に関する方針

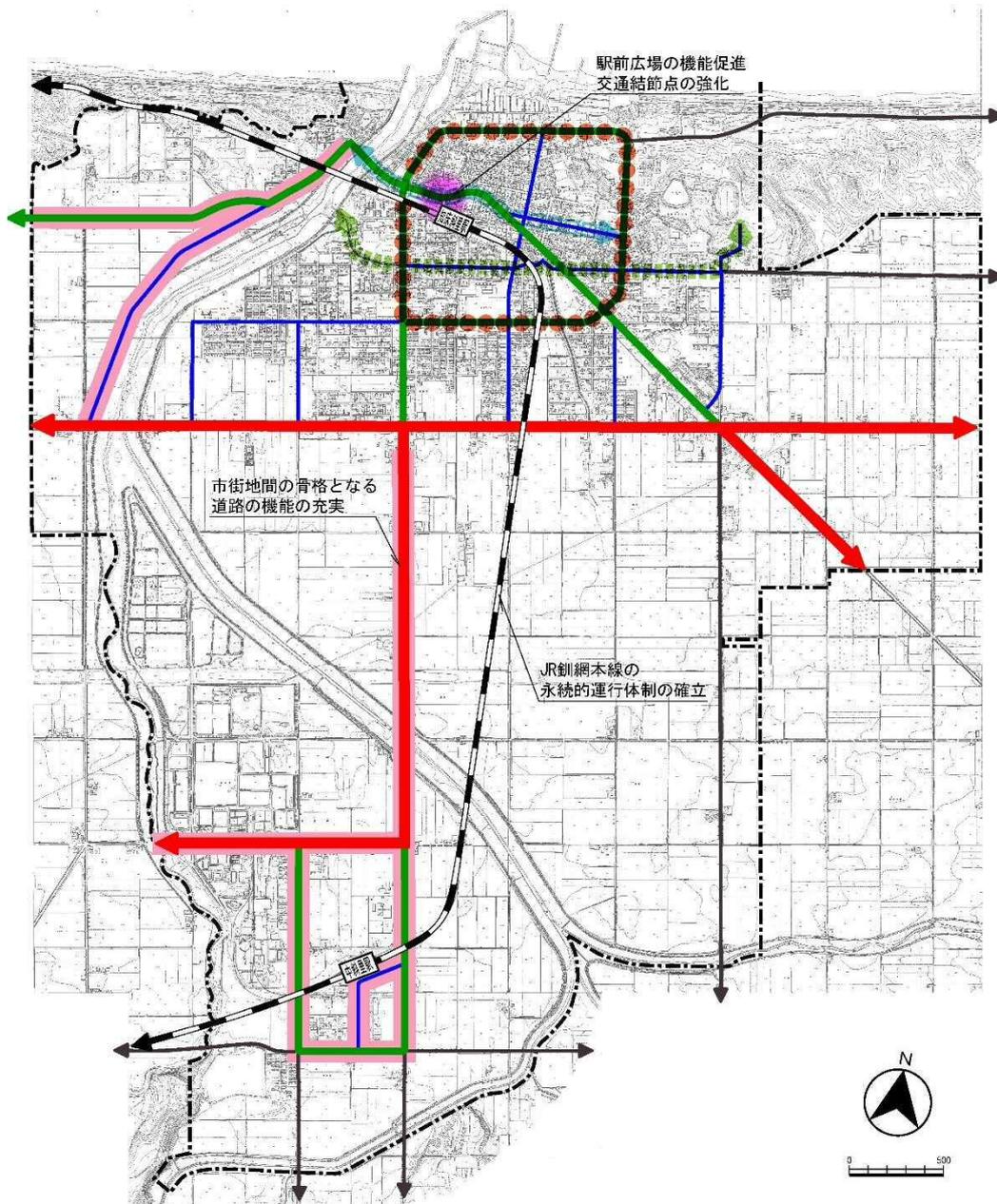
- 1) 地域の土地利用計画に即した建物などの誘導を促進し、秩序あるまちづくりを目指します。
- 2) 市街地内において有効利用が図られていない土地などを積極的に活用し、土地や建物の流動性を高めまち全体の活性化を目指します。
- 3) 住民の様々なニーズに対応できるような、ゆとりのある住宅・住宅地づくりを進めます。
- 4) 良好な市街地環境を維持・保全し、自然と共生できる斜里町らしい市街地形成を目指します。



◆ 都市施設の整備に関する方針

I 交通体系の整備方針

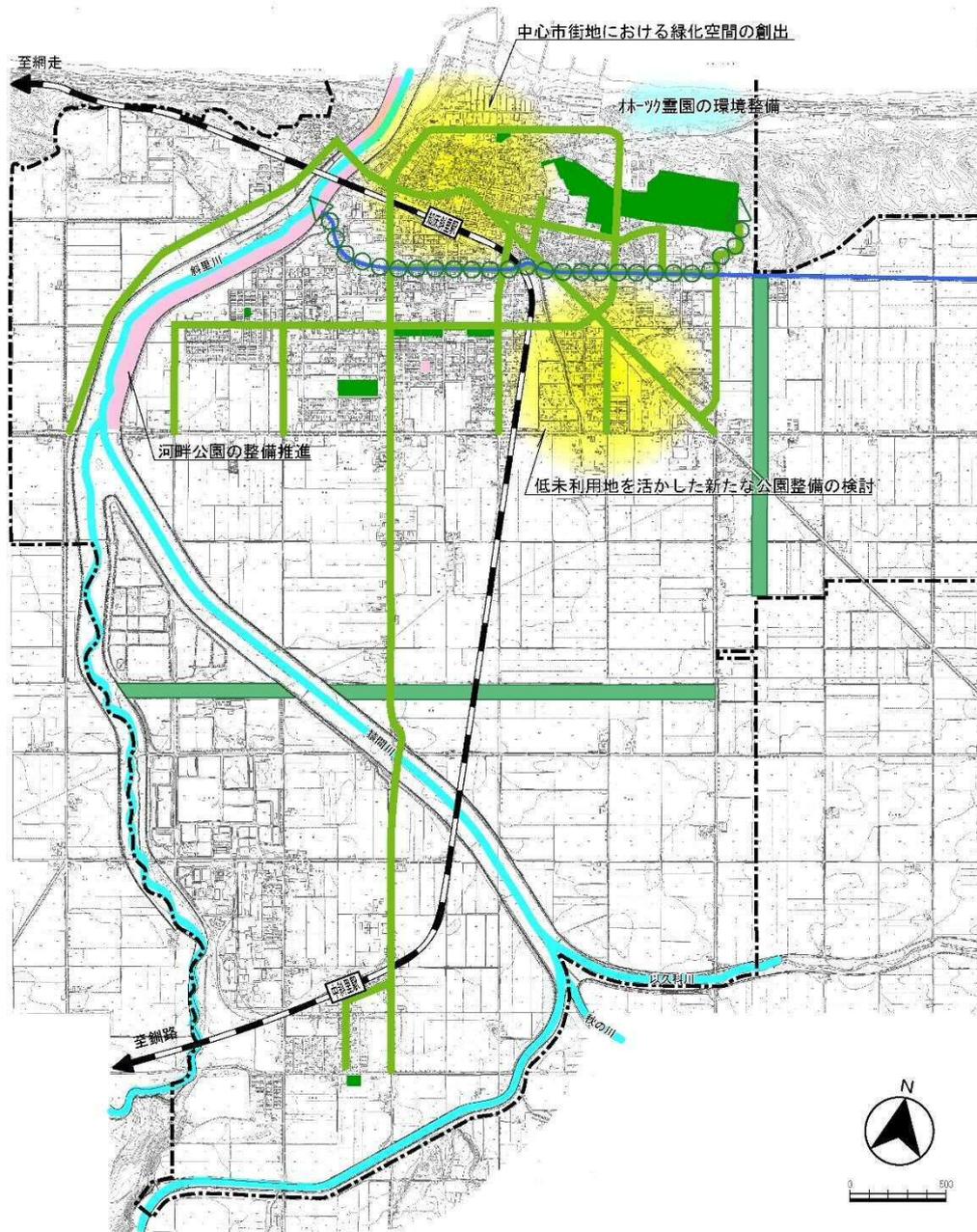
- 1) 都市及び地域間を連絡する国道・道道を骨格とした、市街地内の幹線道路網の整備を推進します。
- 2) 交通結節点としての機能を有する駅前広場の整備拡充を行い、鉄道と幹線道路の連携強化によって、中心市街地における交通利便性の向上と賑わいの創出を図ります。
- 3) 高齢者や身障者はもとより、すべての人にやさしい安全で快適な歩行者空間の整備やネットワーク化を促進します。
- 4) 未整備の都市計画道路については、現状での市街化の状況や当該路線の有する機能を踏まえた上で、道路網の再編も含め整備の優先順位や必要性についての検討を行います。



凡 例	
---	都市計画区域界
◀◻◻◻▶	シンボルルート
◀●●●▶	まちの顔ルート
◀ ▶	みどりの骨格ルート
◀■■■▶	新たな幹線網としての機能の充実
—	主要幹線道路
—	幹線道路
—	補助幹線道路
—	他の主な道路
—	歩行者ネットワーク網

2 公園・緑地及び河川の整備方針

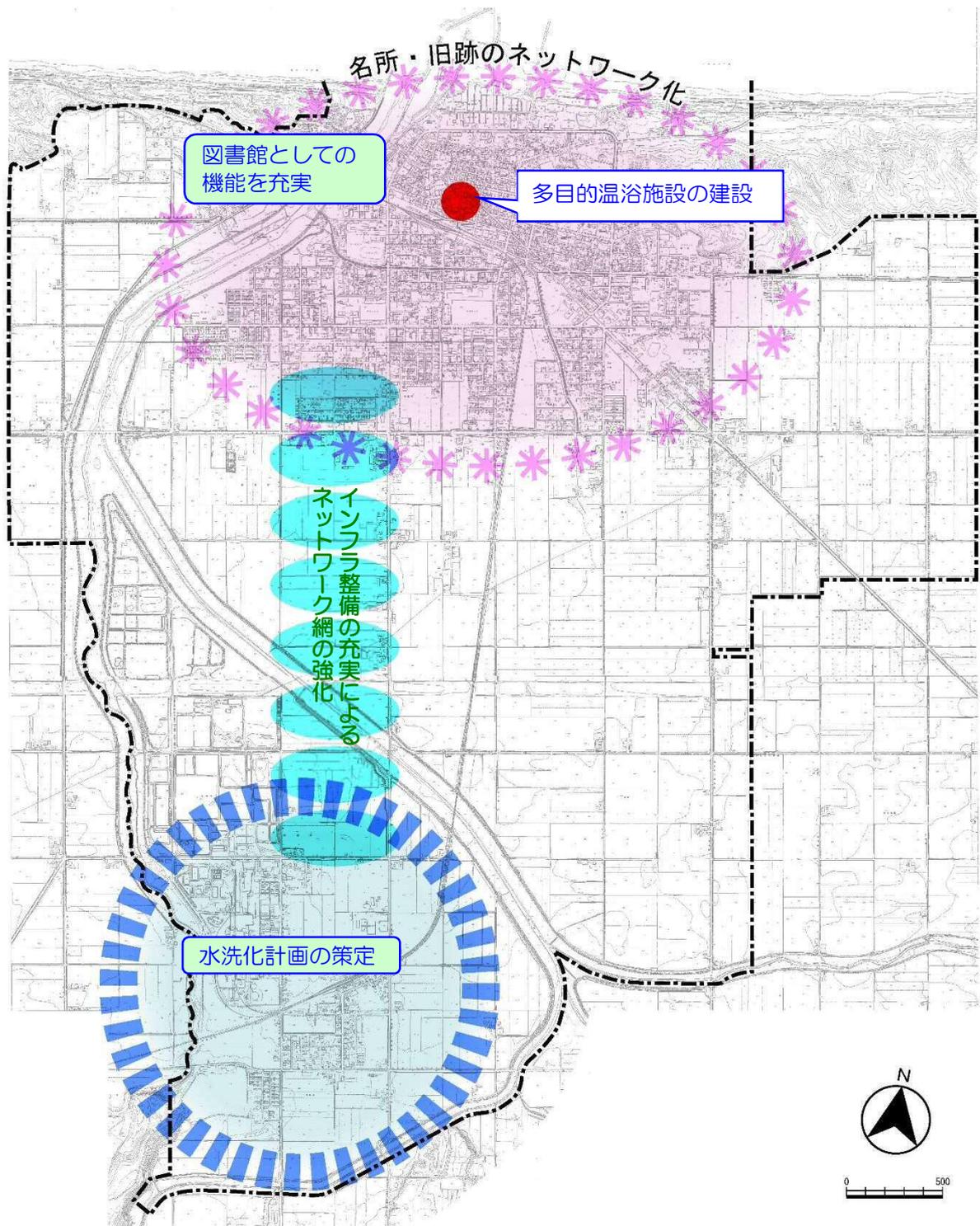
- 1) 市街地内の住宅や農家屋敷林及び事務所周辺の緑化を促進し、みどりの生活・生活空間づくりに努めます。
- 2) 公有地や民有地及び空き地を含め、住民と行政の協働によって緑化を推進します。
- 3) みどりの少ない中心市街地において、憩いと賑わいを創出する空間としての公園や広場の整備を推進します。
- 4) 市街地内を流れる水路等について親水性や景観に配慮した改修を促進します。



凡 例			
	都市計画区域境界		みどりの骨格ルート
	整備済の公園・緑地		街路樹等による緑化のネットワーク網
	河川		親水性や景観に配慮された水路
	森林・保安林		
	今後整備予定の公園・緑地		

3 公共・公益施設及び供給処理施設の整備方針

- 1) 斜里町の自然や文化を生かした生涯学習の展開や、町民が安心して暮らせるための健康と福祉の施設充実を推進します。
- 2) 公共・公益施設の配置については、地域間の均衡に配慮した計画のもとに、教育・文化施設や公共施設の整備を推進します。
- 3) 快適で文化的な生活環境を創出するために、上下水道やごみ処理施設といった日常生活に密接に関わりある供給処理施設や通信情報網の整備・改善を促進します。



凡 例

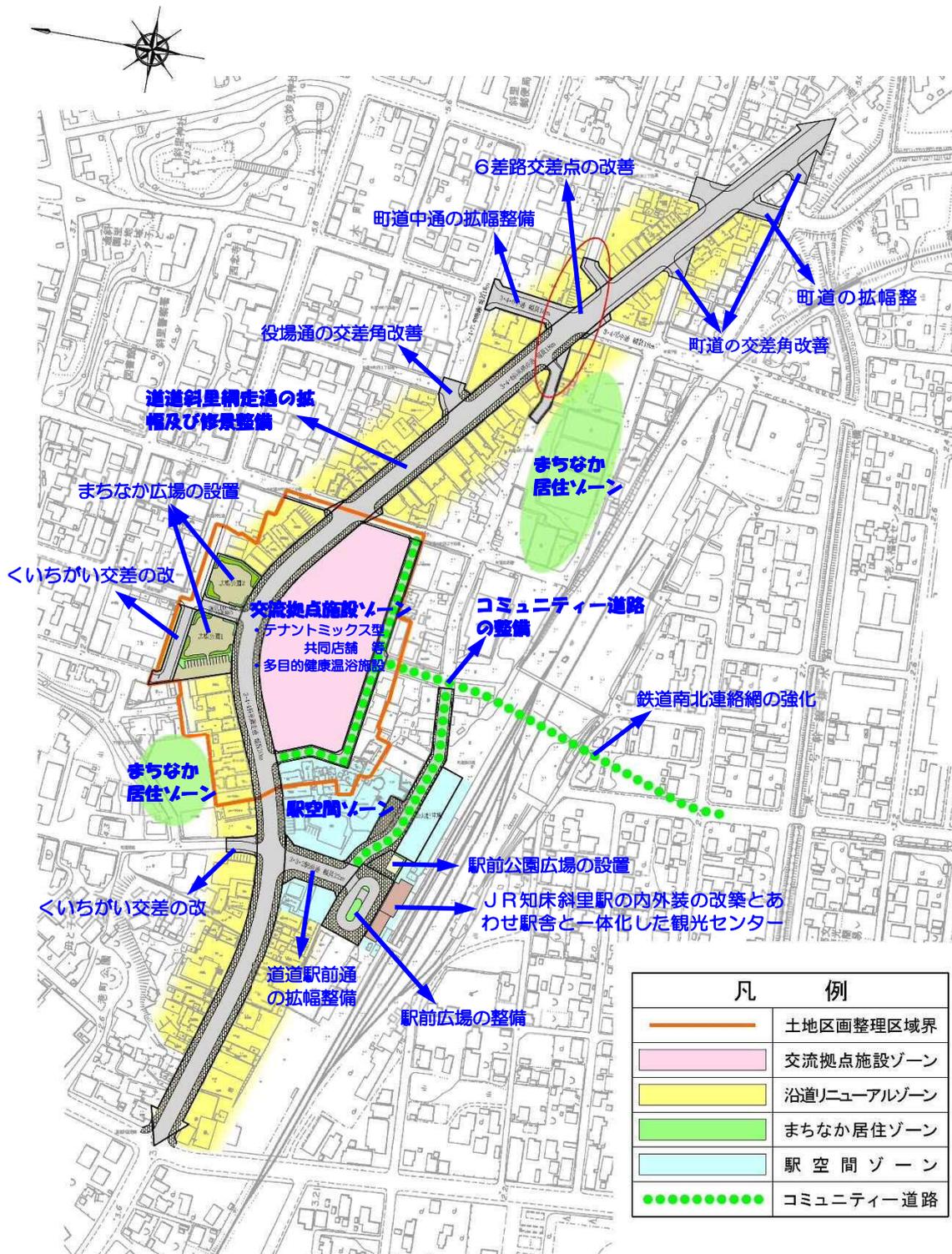
----- 都市計画区域界

※インフラ

正確にはインフラストラクチャーという。
生産や生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤

◆ 中心市街地の整備に関する方針

- 1) 交通結節点機能、並びに幹線道路の拡充整備により、安全で快適な交通ネットワークの確立を目指します。
- 2) 幹線道路の整備にあわせ「商店街の再編」並びに「拠点施設導入」を推進し、魅力的で賑わいのある中心市街地の形成をめざします。
- 3) 高齢社会への対応、並びに中心市街地における人口の空洞化への対応を図るため、利便性の高い住宅供給を図ります。
- 4) 緑化の推進、並びに建築物等の景観誘導により、身近な自然を実感できる中心市街地の創造をめざします。



0 50 100 150m

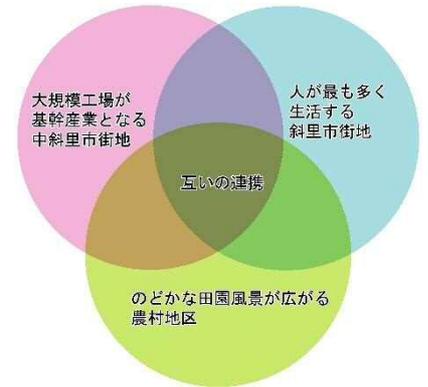
地域別構想

◆ 地域別の基本的な考え方

I 地域区分の目的と設定

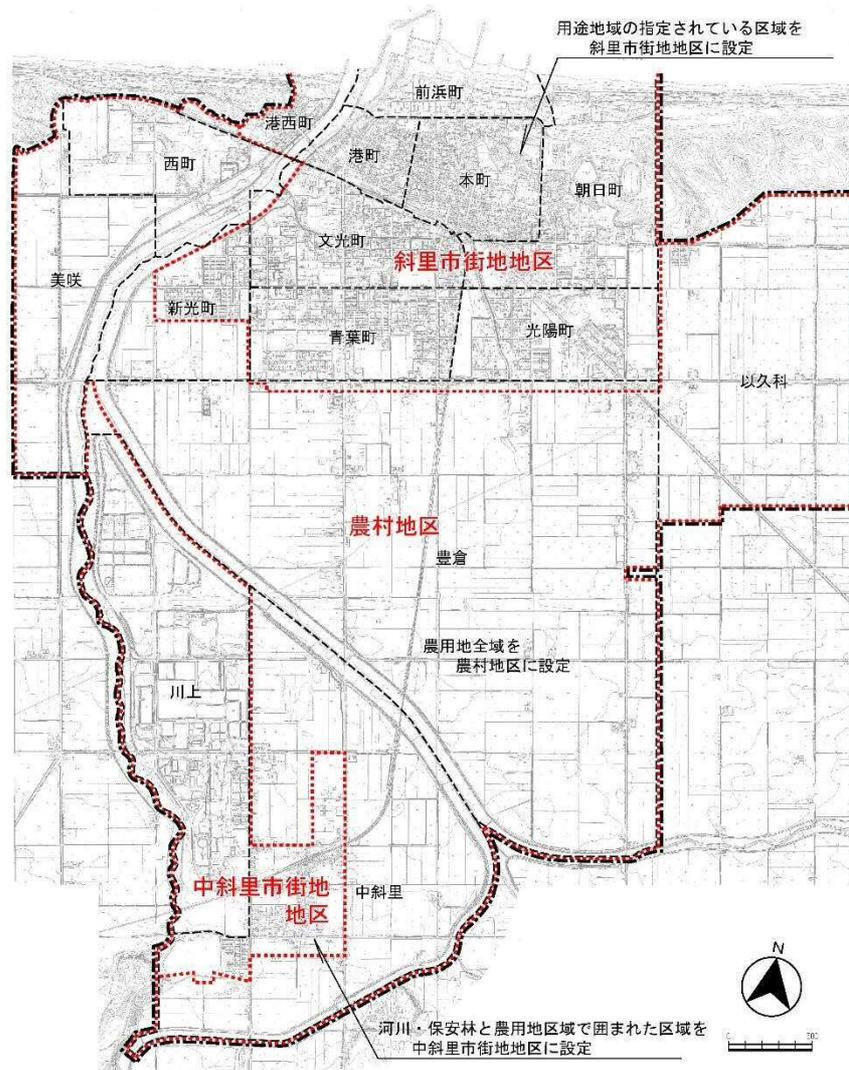
1) 目的

都市計画区域内すべてが同じような市街地構造をもっているわけではなく、古くから栄える中心市街地、近年に整備された住宅地、大規模な工場を中心に形成された市街地、市街化されていない広大な農村地域などが存在することから、各地域の特性や位置づけを明確にした上で、地域別のまちづくりの方向性の整理を行います。



2) 地域区分設定

「斜里市街地」「中斜里市街地」「農村地区」の3つの地区に分類し、地域別の構想を策定します。



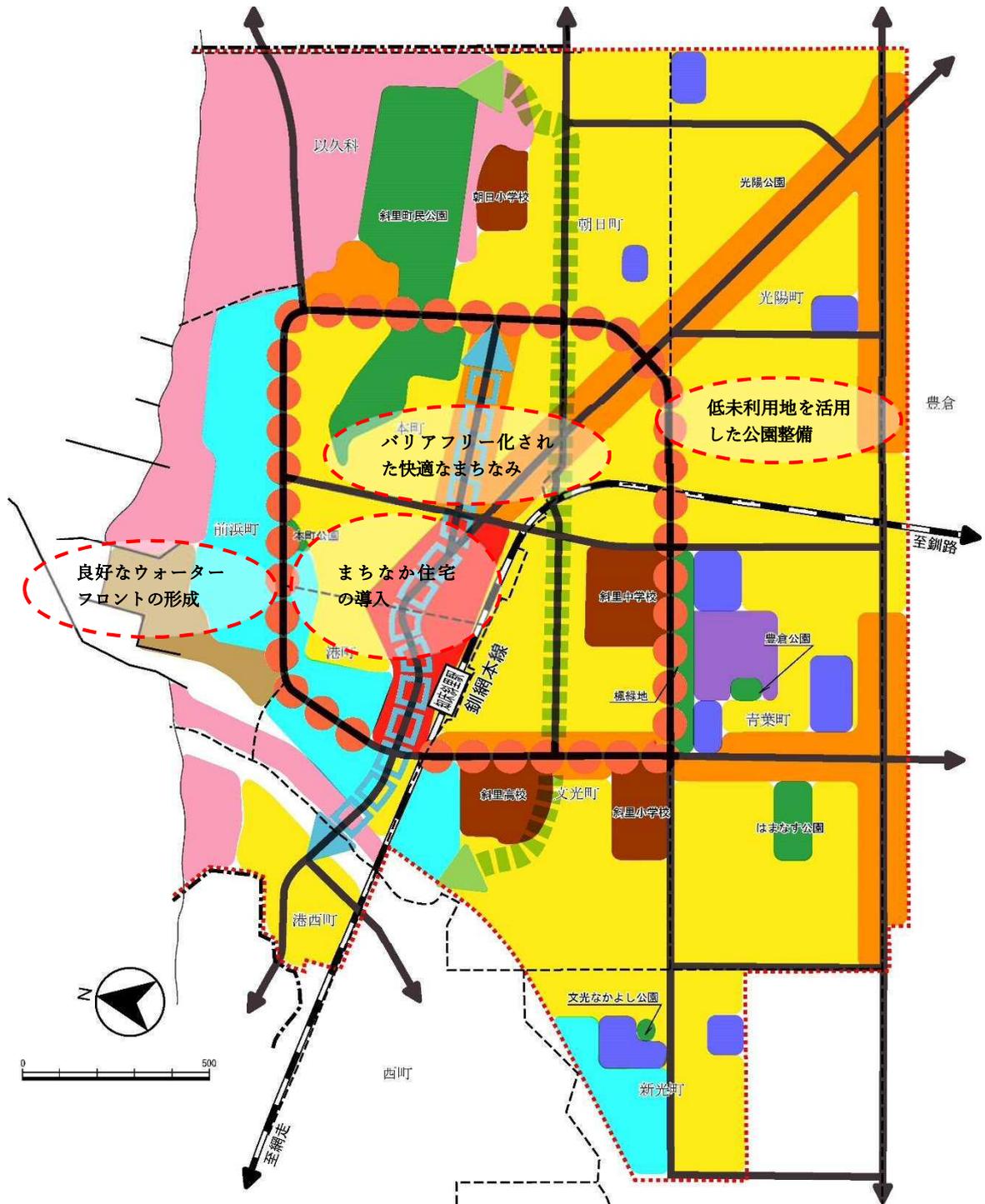
凡 例

- 都市計画区域界
- 地域区分界
- 町字界

◆ 将来の地域構造

I 斜里市街地地区

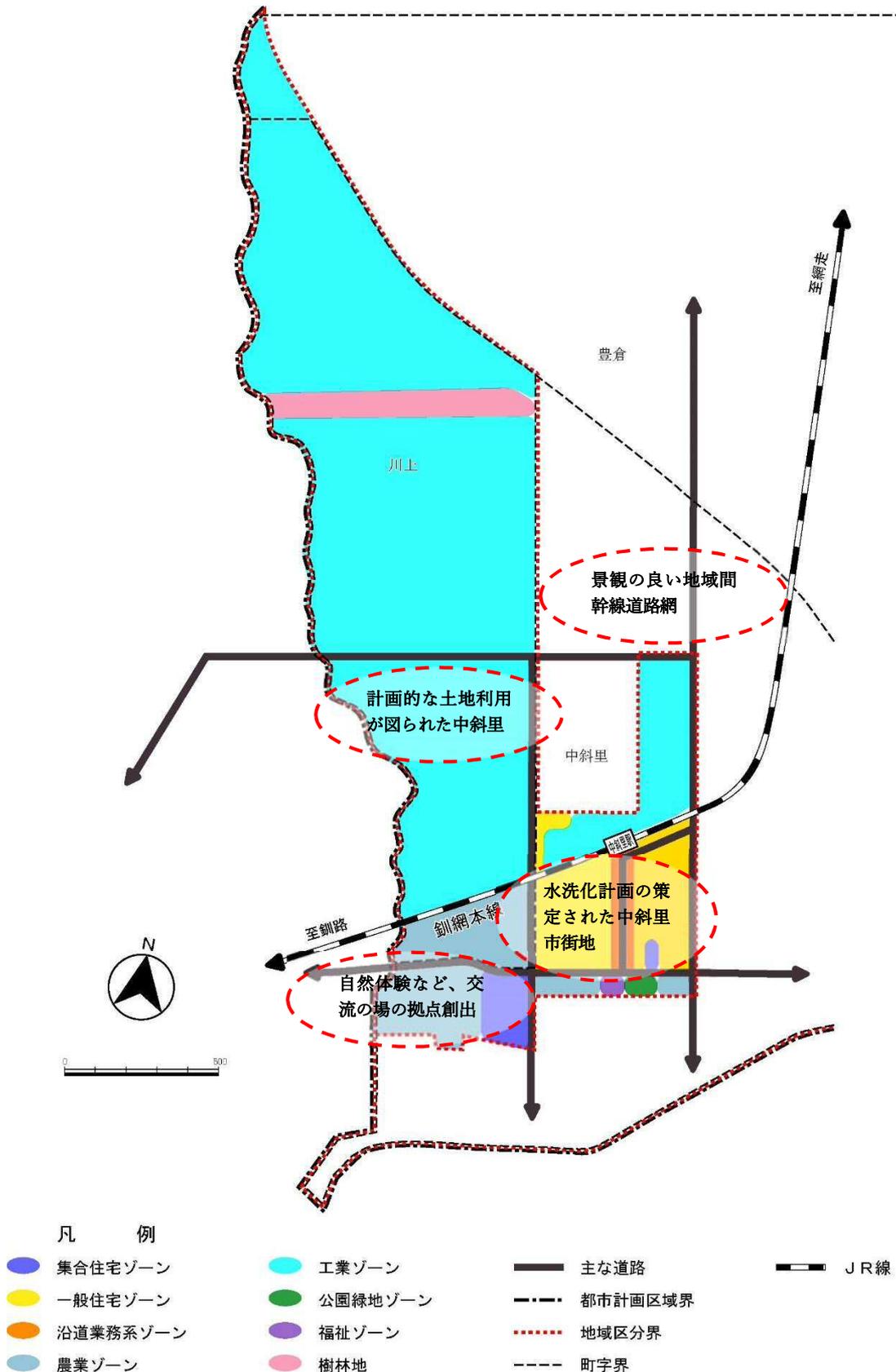
町の中心的な役割を担うべき地区であり、町民の多くが居住する地区でもありながら、年々、人口が減少しています。これらのことから、将来に向けては、住民と行政による一体となったまちづくりによって、少子高齢社会に対応した人に優しい都市基盤整備や、都市機能の集約を図り、機能的で利便性の高い市街地の形成を目指します。



- | | | | |
|--|--|-----------|---------|
| 凡 例 | | | |
| ■ 集合住宅ゾーン | ■ 臨港ゾーン | シンボルルート | 都市計画区域界 |
| ■ 一般住宅ゾーン | ■ 公園緑地ゾーン | まちの顔ルート | 主な道路 |
| ■ 沿道業務系ゾーン | ■ 福祉ゾーン | みどりの骨格ルート | 地域区分界 |
| ■ 中心商業ゾーン | ■ 森林・自然ゾーン | | 町字界 |
| ■ 工業ゾーン | ■ 学校 | | J R 線 |

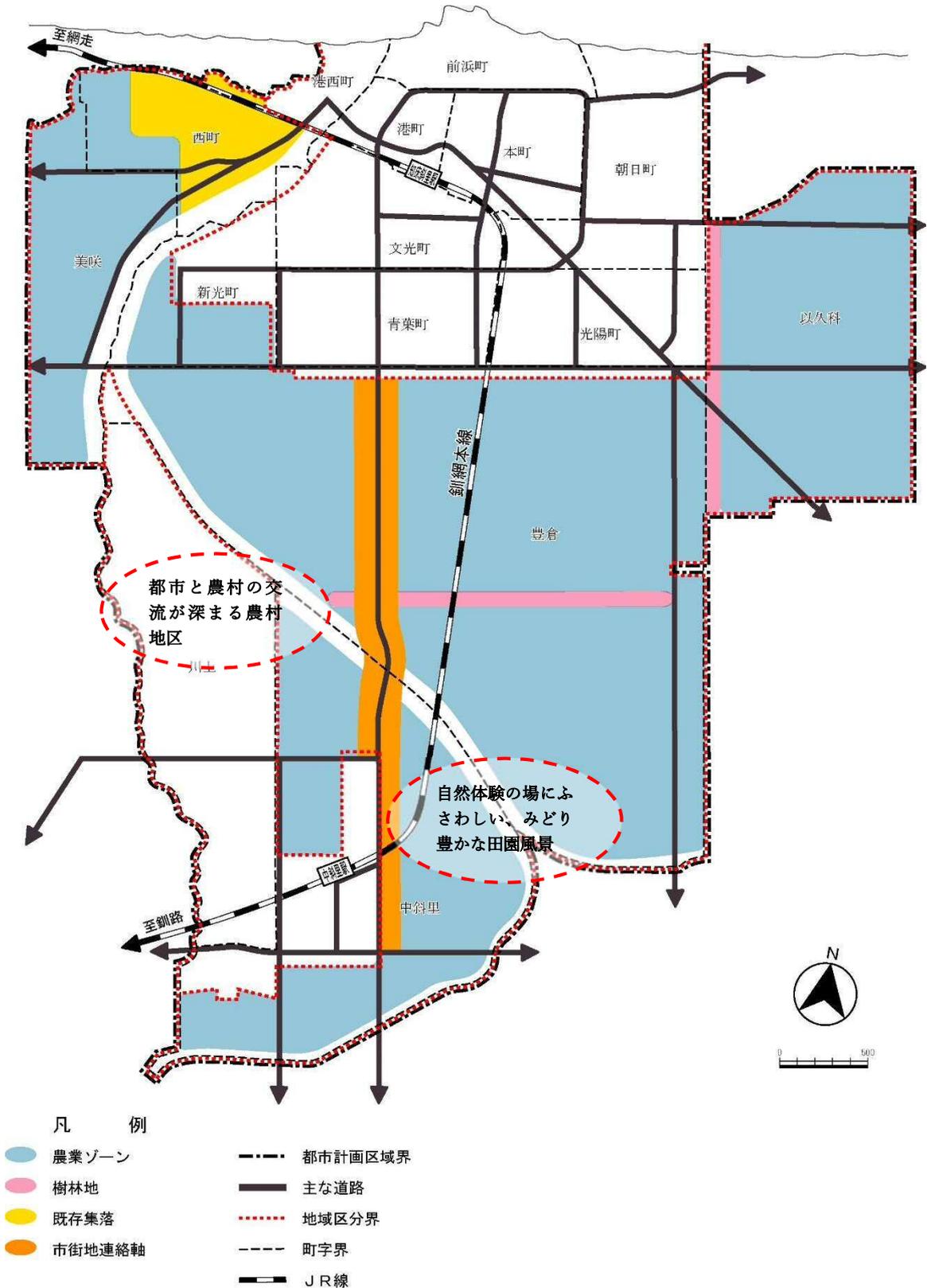
2 中斜里市街地地区

斜里市街地同様に、緩やかにではありますが、年々人口が減少しています。また、中斜里市街地においては、現在、建物用途規制等がありません。これらのことから、周辺が広大な農地で囲まれた静かでのどかな環境を活かしたグリーン・ツーリズムの展開などを図りながら、良好な居住環境を維持するために都市計画上の規制を見直し、斜里町らしい個性的なまちづくりを目指します。



3 農村地区

ほぼ横ばいから若干の人口増加傾向にあります。これは、農業従事者が増加したわけではなく、地価の高い市街地を離れ、農村地区で居住する人々が増えつつあるためです。近年の車社会においては、農村地区に居住していても特に不便は生じないため安価な土地を求め居住するという傾向にあります。しかし、農村景観や自然景観の維持・保全という観点においては市街地化を抑制し、のどかで良好な田園風景の創出に努める必要があります。したがって、農村地区においては、生活環境の改善と自然環境の保全を推進するとともに、グリーン・ツーリズム等の展開によって、都市と農村の交流を深める場としてのまちづくりを目指します。



計画推進に向けて

◆ 各種手法による取り組み

- 法に基づく規制誘導
- 町民による自主的なルールづくりや活動に対する支援

◆ 住民・事業者・行政の協働

- 住民が主役となるまちづくり
- 企業・事業者のまちづくりへの参画
- 行政のまちづくりへの対応

◆ 実現に向けての体制づくり

- 住民の意見が反映されるシステムづくり
- 住民一人ひとりへの関心度を高める
- 行政としての役割強化

◆ 重点プロジェクトのこれからの展開

整備内容	短期					中期				
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
3・4・4斜里網走通整備	■					■	■	■	■	■
斜里中央土地区画整理事業	■					■	■			
交流拠点施設整備			■			■	■			
まちなか居住施設整備		■								
駅空間整備	■									
まちなか幹線道路網整備	■					■	■	■	■	■
商業施設の再編・再整備			■			■		■	■	■